

神奈川RB 第2回総会 資料



開催日時 : 2000年 1月 23日 (日) 午後 1時 ~ 3時
会場 : かながわ県民活動サポートセンター 301会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

神奈川RB第2回総会資料 目次

| 内容 | ページ |
|--------------------------------|--------|
| 1. 神奈川RB第2回総会次第・神奈川RB宣言 | 2 |
| 2. 神奈川RB第2回総会にあたって | 3 |
| 3. 1999年度神奈川RB活動報告に関する件(総会議事) | 4 |
| 4. 1999年度神奈川RB決算に関する件(総会議事) | 5 |
| 5. 神奈川RB規約改正に関する件(総会議事) | 6- 9 |
| 6. 2000年度神奈川RB役員選出に関する件(総会議事) | 10 |
| 7. 2000年度神奈川RB活動計画に関する件(総会議事) | 11 |
| 8. 2000年度神奈川RB予算案に関する件(総会議事) | 12 |
| 9. 2000年度神奈川RB助成金収支に関する件(総会議事) | 13 |
| 10. JR B震災時支援協定 | 14 |
| 11. 神奈川RB組織図 | 15 |
| 12. 神奈川RB会議構成図 | 16 |
| 13. JR Bとは? | 17- 21 |
| 14. 関連資料 | 22- |
| 25 | |
| 15. 神奈川RB運営マニュアル | 26- 30 |
| 16. 神奈川RB連絡先 | 31 |



神奈川RB第2回総会次第

1. 開会
2. 代表挨拶
3. 活動説明
4. 来賓紹介 挨拶
5. 来訪RB紹介
6. 総会議事
 - 1999年度神奈川RB活動報告に関する件
 - 1999年度神奈川RB決算に関する件
 - 神奈川RB規約改正に関する件
 - 2000年度神奈川RB役員選出に関する件
 - 2000年度神奈川RB活動計画に関する件
 - 2000年度神奈川RB予算案に関する件
 - 2000年度神奈川RB助成金収支に関する件
7. 役員・リーダー紹介
8. 神奈川RB宣言朗読
9. 分科会紹介
10. 講話
11. お知らせ
12. 閉会

神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時において、オートバイの機動性を活かして、被災地のために救援活動とその支援を行います。
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は、加害、被害を問わず自己責任とします。
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します。
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

神奈川RB第2回総会にあたって - 神奈川RB '99年を振り返って -

震災時、バイクで役に立ちたい」

1999年1月10日、かながわ県民活動サポートセンターの防災ギャザリングの中で設立総会を実施し、はや1年経過しました。1年目の活動目標として、自らのスキルアップそして各団体との連携により、

* 神奈川県西部地震シミュレーション(行動計画策定と実践)

* (災害)弱者への理解

を設定し活動してきました。

第1番目の県西部地震についてはシミュレーションの実施、有事の対応マニュアル作成、そして実践を繰り返してきました。さらに南足柄市の県防災訓練には計画段階から参加し、初めて行政との接点を体験することが出来ました。第2番目の災害時の活動に欠かせない「被災者の心の理解」その中でも「弱者への理解」の課題については経験あるリーダーの転勤により結果を得ることは出来ませんでした。

この1年、メンバーの皆さんは非常に緊張した時間を過ごしたのではないのでしょうか。それは、設立はしたけれどももし震災が発生したときに自分たちは何が出来るのか？ その時何人のメンバーが活動できるのか？ 何も出来ず神奈川RBの存在が問われることになりはしないか？ 幸いにもこの状況には遭遇しなかったわけですが、走行訓練、救急救命訓練等のスキルアップに日常的に取り組んできました。'99年度開始した課題が残っていますが、引き続き力を合わせ、頼れる神奈川RBへの階段を一步一步登ろうではありませんか。

さて、日常の運営等について、積極的に関わった方々、またそれを様々な形でサポートした方々、本当に頑張ってくださいました。メンバーの多くが公私ともに多忙な年代のサラリーマンでありなかなか時間がとれないのが現状です。今後メンバーを増やし、勤務先にRB活動をしていることを明示し理解を求めながら、将来的には学生や定年退職者のライダー募集などのアイデアを実現し、余裕のある活動を目指したいと考えています。

また活動はほとんど休日のみである為、外部の支援者を得ることは難しいことと考えていました。しかし、思いもかけず松下電器産業(株)殿の支援を頂くことが出来、また有事における通信機器の貸与についてモトローラ(株)殿のご協力も得られる事となりました。支援いただいた両社には御礼申し上げます。

最後に、せっかく神奈川RBに参加した方にはぜひ辞めることなく継続して頂きたいと思います。阪神・淡路大震災をきっかけに「バイクで何か役に立ちたい」と思った気持ちを持ち続けてください。そして神奈川RBのなかでやりたいことを発見し思い切り活躍してください。仕事、ご家族等とのバランスの取れたRB活動を続けて頂きたいと思っています。

以上

神奈川RB代表 山田 泰

1999年度神奈川RB活動報告に関する件 (総会議事)

| 1999年 | | |
|-------|----------------------------------|---|
| 1月 | 神奈川RB設立総会 (1/10) | 設立記念講演会 (1/10) 防災ギャザリング '99 from かながわ」参加 (1/10～24) パネル展示 (1/10～24)、フリーマーケット (1/23～24) ボランティアのための救護法講習会 (1/20) |
| 2月 | 運営会議 (2/7) | ボランティアのための救護法講習会 (2/17) 陸上自衛隊バイク隊見学&特訓 (1/27～28) |
| 3月 | 定例会議 分科会 (3/7) | ボランティアのための救護法講習会 (3/17) 神奈川県西部地震 (図上)シミュレーション訓練 (3/20) |
| 4月 | 分科会 (4/4) | ボランティアのための救護法講習会 (4/20) オフロード走行訓練 <雨天中止> (4/24) |
| 5月 | 運営会議 分科会 (5/9) | ボランティアのための救護法講習会 (5/18) 近隣RB合同キャンプ (津久井) (5/22～23) |
| 6月 | 定例会議・ オリエンテーション・ 分科会 (6/6) | 神奈川県西部地震 (図上)シミュレーション訓練 (6/6) ボランティアのための救護法講習会 (6/17) お気楽ツーリング「走ろう会」(清里・八ヶ岳)(6/26～27) |
| 7月 | 運営会議 (7/10) | ボランティアのための救護法講習会 (7/20) 神奈川県西部地震想定走行シミュレーション訓練 (7/17) お気楽ツーリング「走ろう会」(伊豆方面林道)(7/24) |
| 8月 | 定例会議 分科会 (8/29) | ボランティアのための救護法講習会 (8/17) |
| 9月 | | 7都県市合同総合防災訓練(南足柄市) (9/1) JR B全国大会(奈良) (9/4～5) ボランティアのための救護法講習会 (9/21) お気楽ツーリング「走ろう会」(奥多摩)(9/25) |
| 10月 | 運営会議 (10/31) | 近隣RB合同走行訓練&キャンプ (沼津RB) (10/9～10) グッドライダーズミーティング(世田谷区砧) (10/16) ボランティアのための救護法講習会 (10/19) |
| 11月 | | 富士自衛隊走行訓練 (11/12～14) メンテナンス講習会 (11/13) 横浜市民マラソン日赤救護所ボランティア (11/14) ボランティアのための救護法講習会 (11/16) 赤十字救護法競技会 (11/27) |
| 12月 | 定例会議 (12/5) | ボランティアのための救護法講習会 (12/21) 救急法救急員養成講習会 (12/23～25) |

1999年度神奈川RB決算に関する件 (総会議事)

1. 収入の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|------|---------|--------------------------------------|
| 準備金 | 21,884 | 設立準備委員会から繰入れ |
| 会費 | 102,400 | 53名 |
| 参加費 | 11,154 | 神奈川県西部地震図上シミュレーション訓練残金 |
| 行事収入 | 72,629 | フリーマーケット |
| 雑収入 | 225,128 | 松下電器産業(株)ボランティア活動資金支援制度 200,000 円を含む |
| | | |
| 合計 | 433,195 | |


2. 支出の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|------------|
| 会議費 | 1,007 | 資料コピー費用等 |
| 通信費 | 28,395 | 会報発送費用等 |
| 会報費 | 4,305 | 印刷費、紙代等 |
| 会場費 | 12,120 | ロッカー代等 |
| 交通費 | 14,007 | RB理事会出席等 |
| 予備費 | 42,552 | 講師謝礼金、写真代等 |
| 助成金 | 200,000 | 別会計へ |
| 繰越金 | 130,809 | |
| | | |
| 合計 | 433,195 | |

上記 1999 年度神奈川RB決算報告を監査の上、問題が無いことを確認した。


神奈川RB会計監査

監査年月日

岩瀬 雅裕 
平成12年1月12日

神奈川RB会計監査

監査年月日

松井 嘉夫 
平成12年1月16日

神奈川RB規約改正に関する件（総会議事）

【神奈川・レスキューサポートバイクネットワーク規約案】

（名称）

第1条

1. 本会は、「神奈川・レスキューサポートバイクネットワーク」と称す。
2. 通称を「神奈川RB」とする。

（目的）

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

（基本理念）

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

（事業）

第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う

1. 会員の訓練及び研修。
2. 会員相互の交流と親睦に関する活動。
3. 本会の広報活動と啓蒙活動。
4. 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。
5. 震災に関する情報収集、研究。
6. その他、目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第5条

会員は本会の目的、理念に賛同する者でなければならない。

第6条

会員となるものは本会に入会手続きを行わなければならない。

第7条

会員が退会する際、退会手続きを行わなければならない。

第8条

会員は細則に示す年会費を納入しなければならない。

神奈川RB規約改正に関する件 (続)

第9条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

1. 本会の名誉を著しく毀損した場合。
2. 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。
3. 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

(役員)

第10条

本会会員から、以下の役員を選出する。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第11条

1. 代表は、本会の円滑な運営を行うとともに、本会を総理する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合、会務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条

役員の仕事は1年とする。但し、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第13条

役員は再任を妨げない。

(地区リーダー)

第14条

適宜、地区毎にリーダーを定める。

神奈川RB規約改正に関する件 (続)

(機 関)

第15条

本会に以下の機関を置く

1. 総会
2. 運営会議
3. 定例会議
4. 分科会
5. 事務局

(総 会)

第16条

総会は、本会における最重要な課題に関する議決を行う

第17条

総会は全会員によって構成される。

第18条

総会は毎年1回以上開催する。

第19条

総会は代表により開催される。

(運営会議)

第20条

1. 運営会議は本会の運営に関する諸課題の解決を図る議決を行う
2. 運営会議の通称を「運営ミーティング」とする。

第21条

運営会議は役員および、各リーダーにより構成される。

第22条

運営会議は、必要に応じ、役員により招集される。

(定例会議)

第23条

1. 定例会議は本会全体の活動・運営における諸決定と、課題抽出および
解決案作成を行い、重要な課題に関する議決を行う
2. 定例会議の通称を「定例ミーティング」とする。

第24条

定例会議は全会員によって構成される。

神奈川RB規約改正に関する件 (続)

(事務局)

第25条

事務局は、本会運営に際し、必要な事務を行う

(分科会)

第26条

分科会は、担当分野の活動と運営に関する方針案の作成を行い、定例会議、又は、運営会議にて承認を得た後、方針実施を図る。

第27条

分科会には、リーダーをおく。

第28条

分科会は、実施中の活動について、適宜、定例会議にて報告を行う

(会計)

第29条

1. 本会の会計年度は毎年1月1日より12月末日迄とする。但し、2000年度においては1999年11月1日より2000年12月31日までとする。
2. 本会の会計報告は総会において行われる。

(会費等)

第30条

一旦納入された、会費、寄付金は返却しないものとする。

(細則)

第31条

年会費は次の通りとする。

年会費は毎年1月に2,000円を支払うものとする。若しくは残月数に応じ月額200円を一括で支払うものとする。

第32条

本規約の改正は総会において承認されなければならない。

第33条

本規約は2000年1月23日より施行する。

2000年度神奈川RB役員選出に関する件 (総会議事)

以下の者を2000年度神奈川RB役員として推薦致します。

| | |
|------|-------|
| 代表 | 山田 泰 |
| 副代表 | 伊藤 浩章 |
| | 加藤 英宗 |
| | 井上 哲也 |
| | 山本 泰彦 |
| 事務局長 | 矢代 幸雄 |
| 会計監査 | 岩瀬 雅裕 |
| | 松井 嘉夫 |

2000年度神奈川RB活動計画に関する件 (総会議事)

| 2000年 | | |
|-------|---|---|
| 1月 | 神奈川RB総会 (1/23) | 防災ギャザリング2000 from かながわ」参加 (1/15-23) 震災犠牲者追悼キャンドルサービスin 山下公園 (1/15) 大和宿泊防災訓練 (1/15-16) 川崎防災訓練 (1/16) フリーマーケット (1/23) |
| 2月 | NPO勉強会 (2/6) 関東ブロック会議 (2/6) 運営ミーティング (2/13) | 救護法訓練(日赤田島氏指導) (2/13) |
| 3月 | 定例ミーティング (3/5) | 被災地参集シミュレーション訓練 (3/5) |
| 4月 | | オフロード走行訓練 上級救命講習 |
| 5月 | 運営ミーティング、 分科会ミーティング (5/7) | 静岡RB主催近隣RB合同キャンプ (5/20-21) |
| 6月 | 定例ミーティング (6/4) | 県西部地震シミュレーション訓練 (6/4) 救護法訓練(日赤田島氏指導) |
| 7月 | | 沼津RB主催陸上自衛隊体験入隊 |
| 8月 | 運営ミーティング (8/6) | |
| 9月 | 定例ミーティング (9/3) RB全国大会 (9/15-17) | 県防災訓練 (9/1) 被災地参集シミュレーション訓練 (9/3) |
| 10月 | | 神奈川RB主催近隣RB合同キャンプ バイクメンテナンス講座 |
| 11月 | 運営ミーティング (11/5) | |
| 12月 | 定例ミーティング (12/3) | |

2000年度神奈川RB予算案に関する件 (総会議事)

1.収入の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|-------|---------|--------------------|
| 繰入金 | 130,809 | 1999年度神奈川RB決算から繰入れ |
| 会費 | 104,000 | 2,000円、52名 |
| 参加費 | 20,000 | イベント等参加費 |
| 備品貸与費 | 50,000 | ゼッケン貸与 1,000円、50名 |
| | | |
| 合計 | 304,809 | |

2.支出の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|---------|---------|---------------------|
| 会議費 | 3,000 | 資料コピー費用等 |
| 通信費 | 32,000 | 会報発送費用、メーリングリスト費用等 |
| イベント通信費 | 30,000 | 携帯・モバイル通信 |
| 会報費 | 5,000 | 印刷費、紙代等 |
| 広報費 | 20,000 | ホームページプロパイダ契約費用等 |
| 会場費 | 12,120 | ロッカー代等 |
| 交通費 | 60,000 | JRB理事会出席、JRB全国大会出席等 |
| 予備費 | 142,689 | 講師謝礼金、写真代等 |
| | | |
| 合計 | 300,809 | |

2000年度神奈川RB助成金収支に関する件 (総会議事)

1.収入の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|-------------------------|
| 賛助金 | 200,000 | 松下電器産業(株)ボランティア活動資金支援制度 |
| | | |
| 合計 | 200,000 | |

2.支出の部

| 内訳 | 金額 | 備考 |
|----------|---------|-------------------|
| ゼッケン購入 | 136,500 | ゼッケン 2,730 円、50 枚 |
| 発電機購入 | 50,000 | |
| 照明電器設備購入 | 13,500 | |
| | | |
| 合計 | 200,000 | |

JRB震災時支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、JRB規約第3条2項に基づき災害時の支援に関する事項を定める。

- 2 本協定を締結した「RB」のいずれかの地域において災害が発生し、独自では十分な活動ができない場合において、被災地「RB」からの要請にこたえ、初動の救援活動を支援するため、基本的な事項を定める。

(支援時の確認事項)

第2条 相互支援をする際には、次の事項について確認をする。

- (1) 災害の状況
- (2) 出動する場所、又は地域。
- (3) 支援の期間
- (4) 派遣する隊員数
- (5) その他必要な事項

(支援の実施)

第3条 支援の要請を請けた側は、ボランティア活動の範囲でできる限りこれに応じるものとし、迅速な救援活動に努めるものとする。

(災害保険)

第4条 支援活動に参加する隊員は必ずボランティア保険に加入するものとする。その際の保険料の支払いは、支援する側で負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかから申し出がない限り継続するものとする。

(雑 則)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、常任理事会で定めるものとする。

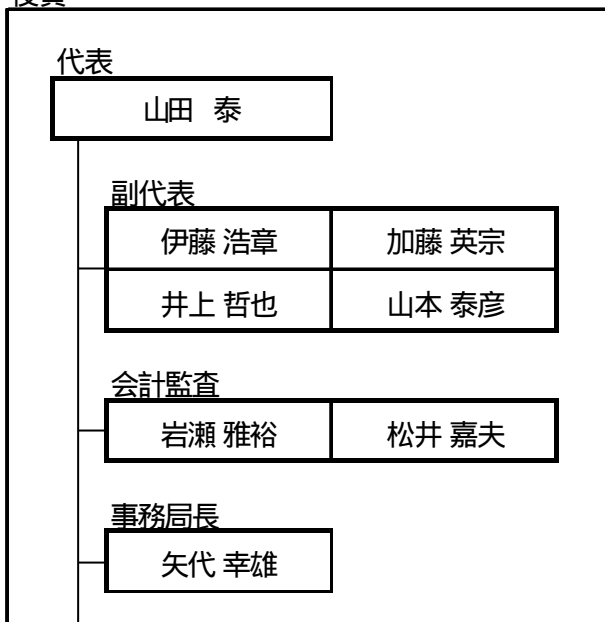
JRB規約(関係条文抜粋)

第3条 本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

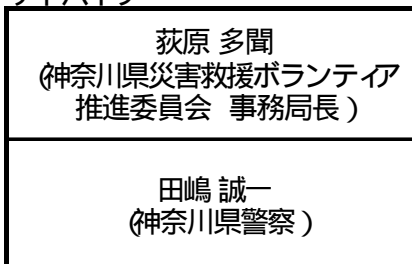
2. 本会は、それぞれの「RB」の自主的な活動を尊重する。但し、震災時には被災地と近接する「RB」は相互に支援しあうものとする。そのため、各「RB」は、別途定める「震災時支援協定」を結ぶものとする。

神奈川RB組織図

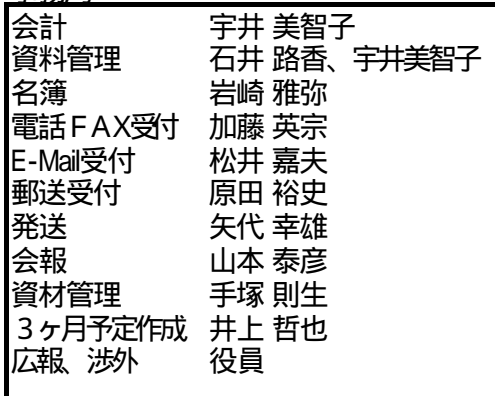
役員



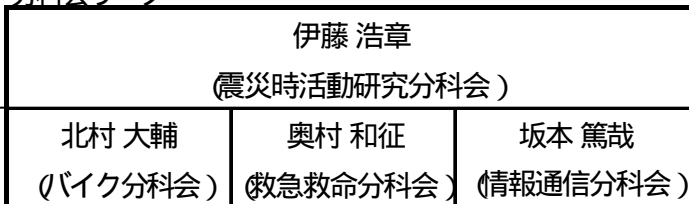
アドバイザー



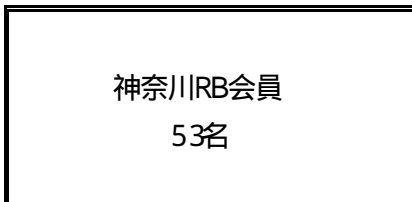
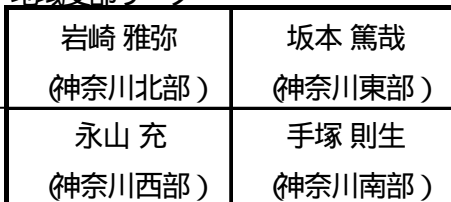
事務局



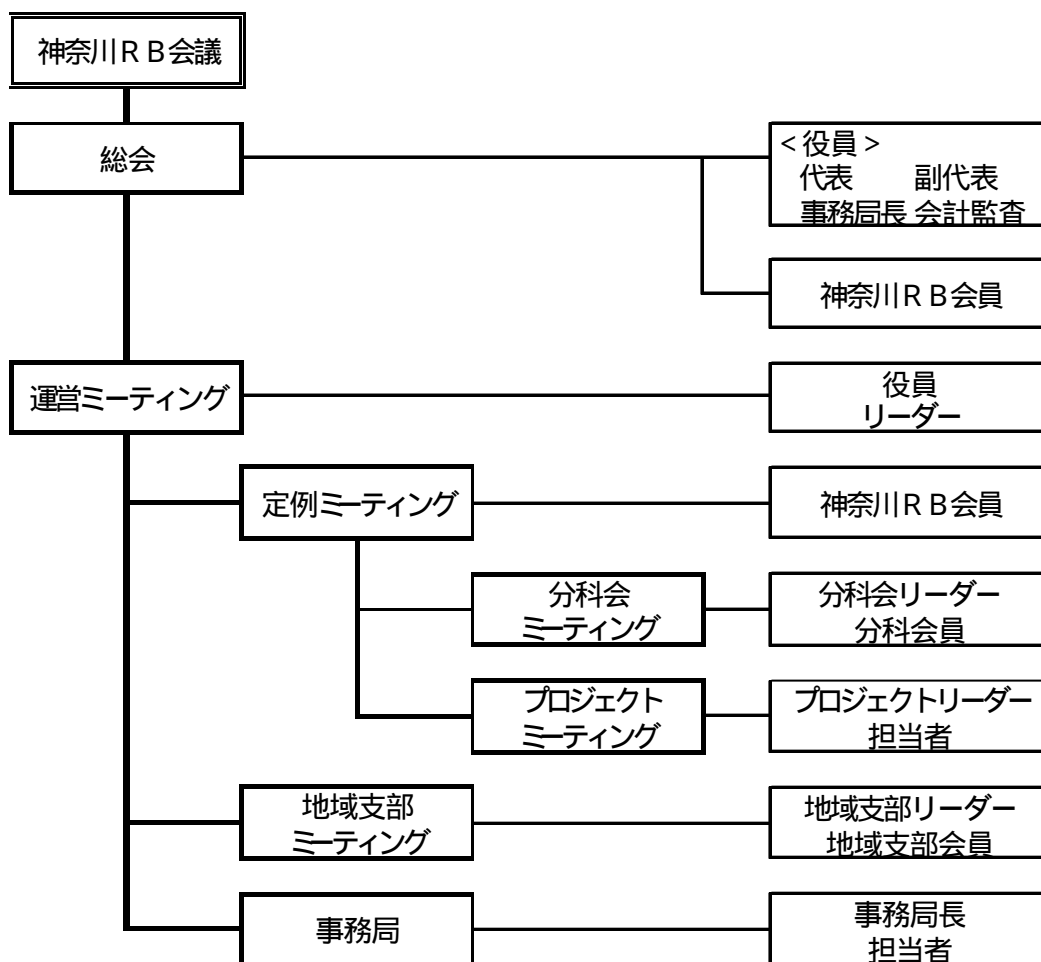
分科会リーダー



地域支部リーダー



神奈川県RB会議構成図



RBは、どなたでも参加できます

レスキューサポート・バイクネットワーク..略称「RB」は、「オートバイの機動力」と、それを支援するネットワークにより、震災時の情報活動や救援活動の支援を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的に設立されたボランティア組織です。「何か役に立つことをしてみたい...」とお考えの方ならバイクの有無を問わずどなたでも参加できます。

設立経緯

1. バイクのまち浜松で誕生

地震災害は、広域的・多発的・複合的な被害が同時に発生します。道路は寸断され大渋滞となりライフラインもストップ、電話も不通となります。情報が途絶えた中での救援活動は困難を極めますが、そんな時、威力を発揮するのが渋滞や悪路に強いオフロードバイクです。東海地震に備え、「スポーツとして楽しんでいるバイクを災害時の救援活動に役立てたい」という有志が集まり、1994年11月、バイクのまち浜松に浜松RBが誕生しました。

2. 阪神・淡路大震災発生

浜松RBが誕生してから2ヶ月後の1995年1月17日に、あの阪神・淡路大震災が発生しました。高速道路は崩壊し、幹線道路は渋滞で麻痺状態、生活道路も倒れた電柱や飛散した瓦礫でほとんどが通行不能となりました。被災地では大渋滞の中をオートバイが活躍したことから、震災時の救援活動にはなくてはならない存在となりました。その後、RBの活動は急速に中部・関東・北陸・近畿・九州地方へと広がり、更に全国へと広がるようになりました。

3. インターネットの参加

阪神大震災では、インターネットも大活躍しました。インターネットの利用者は現在も猛烈な勢いで増え続けており、そのネットワークは全国の市町村の隅々にまで広がっています。そこで、JRBの設立に先駆けて1996年8月、インターネットにホームページを開設、JRBのPRと、インターネット隊員の募集を開始しました。(http://www.imilink.com/jrb/)

4. JRBの誕生

地震はどこで起きるかわかりません。そこで、日本のどこで地震が起きても地元のRBで迅速な対応ができるように全国的な組織づくりをめざすことになりました。そして1997年2月9日、「浜松RB」「調布RB」「石川RB」「奈良RB」「清水RB」「大分RB」が発起人となって、RB発祥の地、浜松においてJRB設立総会を開催、ジャパン・レスキューサポート・バイクネットワークが正式に誕生しました。

5. 全国ネットワークへ

現在、全国には1500万台のオートバイが登録されています。そこでJRBでは、その1%を目標に、全国的なネットワークづくりを進めています。もし、それが実現すれば、日本のどこで地震災害が発生しても迅速な救援活動が可能となります。その時、オートバイはスポーツやレジャー、実用のほかに「社会への貢献」という全く新しい機能とステータスをもつこととなります。

RBの役割

1. 情報の収集と伝達

RBは、オートバイの機動力と、それを支援するネットワークにより、被災地の情報(火災・救急救命・交通・ライフライン・避難地等)を迅速・的確に収集し、地域の自主防災組織や、行政・消防・警察・医療・報道等の関係機関に伝達するとともに、これらの関係機関と連携して救援活動の支援を行います。

2. 緊急物資の運搬

被災地では、道路は寸断され、使える道路も大渋滞となるため、オートバイによる医薬品や輸血用血液などの緊急を要する物資の運搬を行います。

活動の基本

1. 安全を最優先

RBは、隊員の自発的なボランティア活動が基本となります。震災時の活動には二次災害の危険性が伴いますので安全を最優先とします。消火活動や負傷者の救出は原則として、消防署や自主防災組織にゆだねることになります。

2. 活動の拠点

RBは、「自分達の地域は地域で守る」ことを基本とした組織です。従って、隊員は地元のRBで活動することになります。ただし、地元RB組織がない場合には、地元RBが設立されるまでは、同一ブロック内の最寄りのRBに所属して活動を行うことになります。

3. 活動の期間

RBの活動内容は、時間の経過とともに変化します。発震直後の消火・救急活動の支援から、救助待ち被災者の発見、避難生活の支援へと重点が移ります。そして、2週間を過ぎるころには道路も復旧し始めます。そこで、RBの活動は最初の2週間をめどとし、それ以降は一般的なボランティア活動へと移行していくことになります。

4. 自己完結型の活動

被災地では飲料水から、食糧・薬品・日用品まですべてが物不足になります。ライフラインも止まり、トイレにも、ごみの捨て場にも困る状態が続きます。被災地に負担をかけないで継続的なRB活動を維持するため、物資の調達から発生物の処理まで自己完結型の活動が基本となります。

5. 災害時の優先順位

被災地の状況は日時の経過とともに刻々と変化します。そこで、RBの活動は被害の状況や隊員の数から、その時点における最善の策を選択することになります。その際の優先順位は以下の通りですが、最終的には現場の状況で判断することになります。

- ・火災の発見・通報及び後方支援(消防署との連携)
- ・被災情報の収集(市内全体の物的・人的被害、道路・交通状況の把握)
- ・避難地情報の収集(市内全域の被災者・負傷者の状況)
- ・関係機関への情報伝達(災害対策本部・地元放送局等)
- ・自主防災隊との連携による救援活動
- ・緊急物資の運搬(医薬品等)

6. 報告は文書で

情報が跡絶えた中では流言飛語が飛び交うことから、信頼度の高い情報収集が最重要課題となります。RBでは、情報の信頼度を高めるため、以下の3点を基本に活動を行います。

- ・報告は文書で行う(被災状況報告カード・伝言カードを使用)
- ・被災状況は事実をもとに客観的に報告する。
- ・報告は、簡単・明瞭・正確に。

RBの組織

1. 組織

RBの組織は「地区RB」「市町村RB」「都道府県RB」「ブロックRB」「ジャパンRB」で構成されており、それぞれ以下のような組織となっています。

(1) 地区RB

地区RBは、市町村RBの支部組織で自主防災組織の地区を単位とした組織です。地区RBは、地区内の隊員で構成し、隊員が少ない場合には、隣接する複数の地区で一つの地区RBを編成します。

(2) 市町村RB

市町村RBは、市町村を単位とした組織で、RB活動の基本となる組織です。隊員は、地元の市町村RBに所属しますが、地元RBがない場合には近隣の市町村RBに所属することになります。市町村RBには事務局をおき、スタッフをおきます。

(3) 都道府県RB

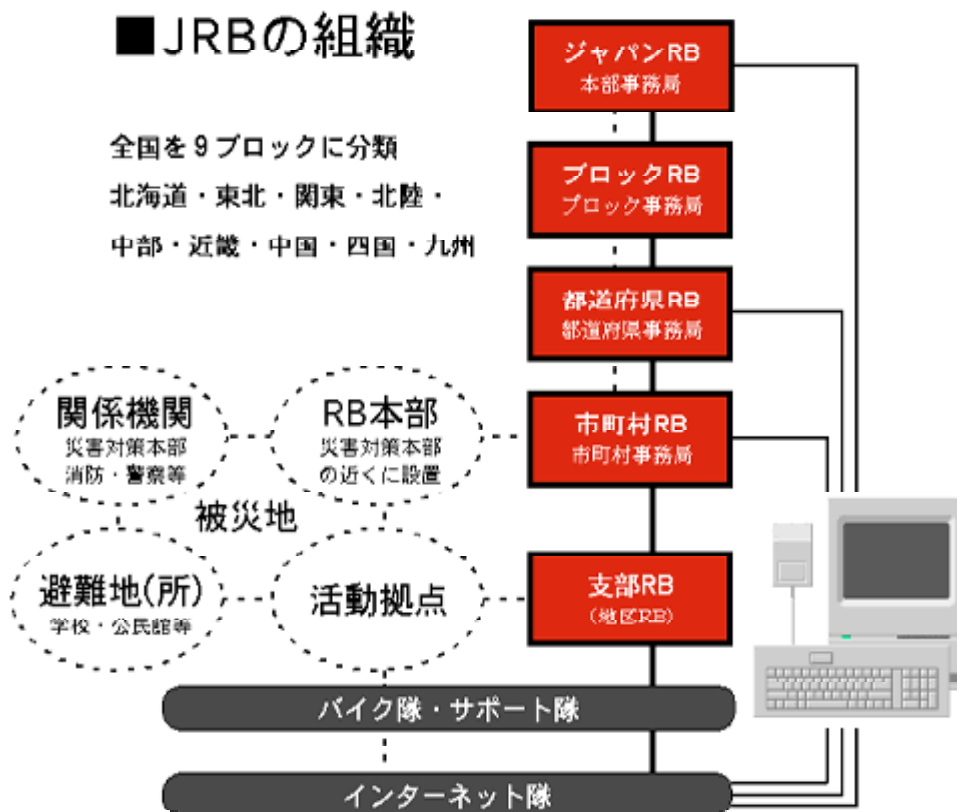
都道府県RBは、各都道府県下の市町村RBで組織し、事務局をおきます。なお、事務局が被災した場合に備えて予備の事務局をおきます。両事務局は、それぞれに独立して機能する組織とし、スタッフをおきます。両事務局は、50km以上離れた位置に設置するものとします。

(4) ブロック事務局

ブロックRBは、日本のどこで地震災害が発生しても、ブロック内のRBで迅速な対応ができるように、全国を9のブロック(北海道・東北・北陸・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に分けて組織し、それぞれにブロック事務局をおきます。

(5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBで組織し、浜松に本部事務局をおきます。なお、本部事務局が被災した場合に備えて東京に予備の事務局をおきます。両事務局には、それぞれにスタッフをおきます。



2. 機能

(1) 地区RB (支部RB)

被災地では、小学校や中学校・公園等が避難地となります。避難地にはその地区の住民や負傷者が避難してきますので、RB活動が最も必要な場所となります。地区RBは、地区の自主防災組織と連携して、被害情報の収集・伝達、及び救援活動の支援を行います。

(2) 市町村RB

地震発生と同時に、被災地の市町村には災害対策本部が設置されます。そこで、被災地となった地域の隊員は、地元の市町村で活動することになります。災害対策本部をはじめ、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携しながら、市町村全体の被害情報の収集・伝達、並びに救援活動の支援を行います。

(3) 都道府県RB

災害が発生した場合、都道府県RBはいち早く圏内の被害状況を把握し、各市町村RBと連携を図り迅速なRB活動を開始します。都道府県内のRBでは十分な活動ができない場合は、ブロックRBに支援を要請します。

(4) ブロックRB

災害が発生した場合、ブロックRB事務局はいち早く被害の状況を把握し支援活動に備えます。被災地のRBから支援の要請があった場合には、ブロック内の各RBと連携を図り、迅速な支援活動を開始します。

(5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の都道府県RBをインターネットで結び、震災時の支援活動に備えます。震災時には、被災地のインターネット隊員から送られてくる情報をもとに、災害の規模、地域等を把握します。それをもとに、関係都道府県RBとの連絡・調整を図り、広域的な支援体制を整えていきます。

3. 隊員・賛助会員

RBは、隊員と賛助会員で組織されています。さらに隊員は、「バイク隊員」とそれを支援する「サポート隊員」「インターネット隊員」で構成されています。

(1) バイク隊員

バイク隊員は、オートバイの機動力を活かして、被災地の被害情報の収集や伝達、緊急物資の運搬を行います。また、市町村の災害対策本部や自主防災組織、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携をはかり、情報の伝達並びに救援活動の支援を行います。バイクはオフロード、オンロードを問わず、すべてのメーカーのオートバイが対象となります。

(2) サポート隊員

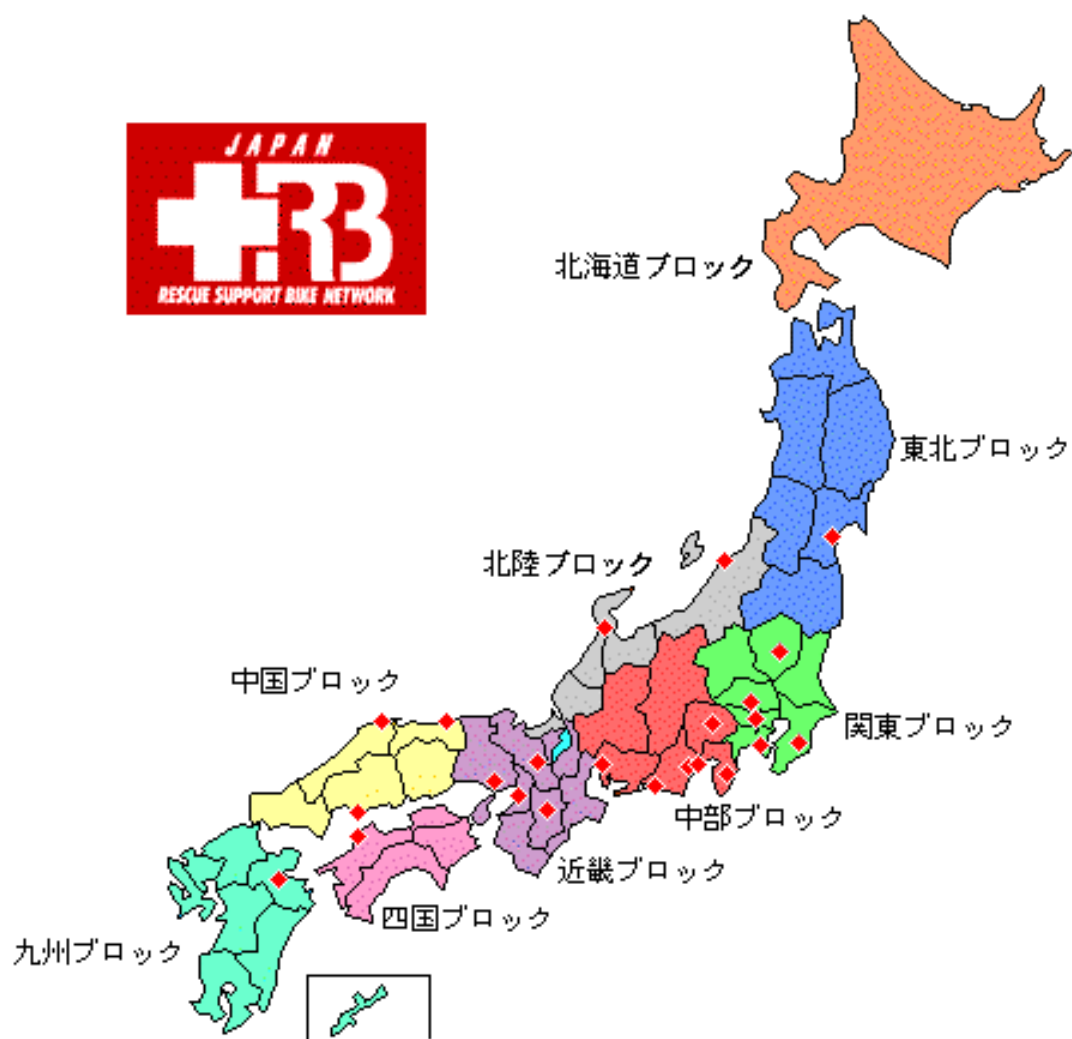
サポート隊員は、バイク隊が迅速かつ適確な情報活動が継続的に行えるように、側面から支援します。震災時にはRB本部や地区の活動拠点において、バイク隊の活動をサポートするとともに、必要な設備や用具を整え、RB隊員の食糧や飲料水・燃料の調達等の後方支援を行います。サポート隊員はバイクがなくても参加できます。

(3) インターネット隊員

地震発生直後の被災地の情報は、RB活動を開始するか否かを決定するうえで最も重要な情報となります。そこで、震度6弱以上の地震が発生した場合、該当地域のインターネット隊員は、被害状況をいち早くJRBに発信します。JRBはその情報をもとに迅速で広域的な活動を開始します。

(4) 賛助会員

賛助会員は、RBの活動を資金面から支援していただく会員です。本会の主旨にご賛同いただける方なら、個人・団体・企業を問わず、どなたでもご参加いただけます。



神奈川RB運営マニュアル

本則(内規)は、規約で定めのない運用規則に付いて、本則によりこれを補うものとする。また日本国憲法・法律または条例に別段の定めがある場合は、それを適用する。

・内規運用ルール(総)

本則の運用/改訂は、規約に準ずるものとするが、議決適応および改訂ルールについては、以下の様に定義する。

ただし、本則全体の運用開始にあたり、初回のみ特別ルールとして、本則「内規(案)」の状態を「総会なみの承認」を得るものとし、「I.A.1.総会並みの承認手続き」項目中の「b.電子メールによる投票」を行わず、定例会不参加メンバーに関しては、「c.郵送による投票」手続きを行うものとする。

なお、1999年3月7日開催の定例会において、「I.A.1.a.定例会における承認および暫定運用」により承認され、本「内規運用ルール」は暫定運用の開始が承認されている。このため、本「内規(案)」を「内規(暫定運用1)」と改める。

A.総会なみの承認

役員の進退や予算案の承認など、重要決議事項に関しては、「総会なみの承認」が必要な事項として扱い、会員の2/3以上の承認を必要とする。

本項に該当する項目については、(総)を付記し、本則該当項目の改訂についても、同様の扱いとする。枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

1.「総会なみの承認」手続きについて

以下の手続きを完了することで、「総会なみの承認」とする。

a.定例会における承認および暫定運用

定例会出席メンバーにより、審議/議決を行う。

出席が不可能な場合でも、事前に委任状が提出されている場合、委任状1通を1票として扱い、賛否は議長判断とする。

なお、定例会参加メンバーと委任状によって、反対多数の場合、「総会並みの承認機構による否決」と見なし、以降の「電子メールによる投票」および「郵送による投票」を行わない。

また、定例会出席メンバー全員の賛同があった場合で、かつ出席役員の承認があれば、本議決により審議対象項目の暫定運用を行うことを可能とする。

暫定運用期間は3ヶ月以内とする。

b.電子メールによる投票

定例会に出席できなかったメンバーで、電子メールアカウントのある会員(基本的にML登録メンバーを指す)に対しては、電子メールによる投票を行う。

定例会での賛成票が会員の2/3以上、または定例会にて反対多数であれば、本手続きは必要無いものとし、承認の場合のみ、結果を事務局より電子メールにて通知する。

投票に使用されるアカウントは、ML登録のアカウントのみとし、シグネチャーによる代理アカウントからの投票を認めない。

本投票の案内および集計は事務局が行う。

c.郵送による投票

定例会に出席できなかったメンバーで、電子メールによる投票が不可能なメンバーについては、郵送により案内および投票を行う。

定例会における票数と、電子メールによる票数の合計により、会員の2/3以上の承認が得られた場合、または会員の1/3以上が非承認であった場合、承認の場合のみ結果を随時郵送することとし、本投票を行わない。

本承認は、会員個人の費用負担による反対票の投票のみ行うものとし、無回答は賛成票としてカウントすることで、財政負担を軽減することとする。ただし、賛成票の投票を妨げない。

集計期間は、郵送におけるタイムラグを考慮し、案内発送後当日を含まない7日目までの到着分を有効票とし、到着票は即時開封・集計されるものとする。

神奈川RB運営マニュアル(続)

本集計においては、賛成票の投票を必要としないため、集計期間途中で2/3以上の賛成票をカウントすることは困難となるが、反対票が1/3を超えた場合には、非承認となるため、集計作業を打ち切り、結果を定例会に通知する。
本承認の案内および集計は、事務局が行う。

B. 役員の承認

役員の承認によって議決が可能な項目については、(役)を付記する。
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

C. 運営会議の承認

運営会議の承認によって議決が可能な項目については、(運)を付記する。
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

D. 定例会での承認

定例会の承認によって議決が可能な項目については、(定)を付記する。
枝項目に付記が無い場合は、該当項目の上位項目に準ずるものとする。

. 項目追加と承認

本則に項目を追加する場合の承認方法については、運営会議に一任するものとする。
ただし、法律・条例に違反しないこと、社会道徳に添っていること、および社会通念上認められる判断を行うものとし、判断に異存がある場合、会員は運営会議に対して意義申し立てができる。

A. 「異義申し立て」手続きについて

本則に項目を追加した場合の、運営会議における「承認方法」の決定に異存がある場合は、会員は以下に記す手続きにより「異義申し立て」を行うことができ、運営会議は「異義申し立てのあった項目の承認方法」に対して、30日以内に審議会を開催し、結果を公表するものとする。審議会には、会員の傍聴を認める。

. 代表(総)

規約に明記されない代表に関する事項を、本項にて明記する。

A. 進退

職務遂行が不可能な場合を除き、任期中の退任は無いものとする。
代表に事故ある場合は、暫定処置として副代表が代行するものとし、後任人事は総会による承認事項とする。

. 役員(総)

規約に明記されない役員に関する事項を、本項にて明記する。

A. 進退

職務遂行が不可能な場合を除き、原則として任期中の退任は無いものとする。
職務継続に困難が生じた場合は、「理由書」を運営会議に提出し「総会並みの承認」を得た後、退任を可能とする。
ただし、JRB理事として選出され、その職務との兼務が困難になるなど、理由が神奈川RBの活動・運営によるもの場合は、「理由書」の提出と「総会並みの承認」を必要としない。
また、この場合の後任人事は運営会議に一任されるものとする。

B. 罷免

会員は、「罷免要求書」を運営会議に提出し、代表および役員の罷免を要求することができる。
運営会議は、会員より「罷免要求書」を受け取った日から、30日以内に審議会を開催し、結果を公表するものとする。審議会は、会員の傍聴を認める。

神奈川RB運営マニュアル(続)

・会員(運)

規約に明記されない会員に関する事項を、本項にて明記する。

A. 入会手続き

入会は、「神奈川RB入会申込書」の提出と、会費納入をもって、会議/イベントへの参加時に行う。インターネットホームページまたは電子メールによる入会希望・意志表明は、会員候補者として扱い、会議/イベントへの参加を認めるが、決議事項に対する投票権はないものとする。

B. 退会手続き

退会手続きは、「退会届」を運営会議に提出するものとする。
規約に明記の通り、既に納入した会費の返還は行わない。

C. 義務

会員は、以下の義務を負う。

- 1) 神奈川RB会員として、また防災ボランティアとして誇りを持ち、常に公正であること。
- 2) 神奈川RB各会員との懇親に努め、無理の無い範囲で、活動には積極的に参画すること。
- 3) 神奈川RB内の和を乱す行為や発言、および神奈川RBの名誉を傷つける行為を禁止する。

D. 権利

会員は、神奈川RBの会議または会議補助手段において、自由意志に基づいて発言し、意見交換または議論に参加することができる。

E. 表彰と懲戒

神奈川RBとしての賞罰を以下に明記する。

1. 表彰

神奈川RBとしての活動、または防災ボランティアとしての活動に関して、著しい功績を認めた場合、代表判断または運営会議における議決により、表彰を行うことができる。
表彰は、賞状授与または記念品贈呈、あるいは組み合わせにて行う。
候補者の抽出については、会員の自薦・推薦を受け付けるものとする。

2. 懲罰

神奈川RBの名誉を著しく損なう・会の運営/調和を乱すなど、会員の不適当な行為・発言に対しては、代表判断または運営会議の審議により、強制退会などの罰則を適用することがある。

F. その他の会員

代表判断または運営会議における決議により、上記一般会員の他、以下の会員を認定することができる。

1. 名誉会員

神奈川RBの運営・活動に多大な貢献があったもの、防災・震災ボランティアとしての活動に高い評価のあったものなどに対し、名誉会員として認定することがある。

2. 賛助会員

神奈川RB活動への理解と支援をいただける他団体・個人を賛助会員として迎えることがある。

・組織運営ベーシックルール(運)

本項では、組織運営とこれに関わる会議、およびこれを補助する通信連絡に関わる事項について定義する。

神奈川RB運営マニュアル(続)

A. 活動方針

神奈川RBの活動/運営に関わる活動方針については、運営会議参加会員により策定され、定例会議にて発表されるものとする。

B. ML

神奈川RBとして公式に運営するML(メーリングリスト)について以下に明記する。

1. 目的と種類

神奈川RBとして、目的別に以下のML(メーリングリスト)を公式に運営する。

A. jrbkanagawa

会員間の相互親睦を目的とした[jrbkanagawa]を運用する。

投稿に関し、論議が必要な場合は、MLでは行わず、別途定めるホームページ掲示板を利用する。

B. jrbkanagawa-info

会議/イベントなど主に運営会議からの通達事項や、これに対する補助的な説明用として[jrbkanagawa-info]を運用する。

2. ルール

ML内での意見交換/情報交換については、各会員の活発な投稿を妨げない。

ただし、一般的なMLと同様に、個人攻撃/誹謗/中傷にあたる投稿と、神奈川RBの活動/運営の和を乱すような投稿を禁止する。

該当行為については、ML管理者または他の会員から警告を行うが、度重なる警告にも関わらず本ルールが守られない場合は、当該MLメンバーのML登録を抹消することがある。

C. ホームページ

神奈川RBとして公式に運営するホームページについて以下に明記する。

1. 目的と種類

2. ルール

ホームページの開設および維持管理に関しては、運用負荷が大きいため、会議開催なしに、予告なく規模の縮小/廃止/統廃合を行うことがある。

MLと同じく、掲示板内での意見交換、議論については、各会員の活発な投稿を妨げない。

ただし、MLと同様に、個人攻撃/誹謗/中傷にあたる投稿と、神奈川RBの活動/運営の和を乱すような投稿を禁止する。

該当行為については、ホームページ管理者または他の会員から警告を行うが、度重なる警告にも関わらず本ルールが守られない場合は、当該会員のアクセスを禁止することがある。

内部掲示板は、神奈川RB活動/運営に関わる補助的な会議/通信連絡または懇親の手段として設けるものである。

D. 運営会議

神奈川RBとして公式に運営する運営会議について以下に明記する。

1. 位置付け

運営会議を、神奈川RB全体の各機関が有効に機能し、個々の活動を支援できるよう会全体の運営を図る会議として位置付ける。

2. ルール

a. 議長

議長の任命は、直前の運営会議または定例会において議長を勤めたものが、次回会議の議長を任命するものとする。

神奈川RB運営マニュアル(続)

E. 定例会

神奈川RBとして公式に運営する定例会について以下に明記する。

1. 位置付け

定例会を、参加頻度の少ない会員でも気楽に参加でき、神奈川RBの全体の動きや活動内容が把握でき、活動へのきっかけにつながる会として位置付ける。
また、「総会なみの承認」に次ぐ承認機関としても位置付ける。

2. ルール

a 議長

議長の任命は、直前の運営会議または定例会において議長を勤めたものが、次回会議の議長を任命するものとする。

F. 分科会

神奈川RBとして公式に運営する分科会について以下に明記する。

1. 目的と種類

神奈川RBとしての公式活動に関して、知識の修得・スキル向上などを目的として、テーマ毎に分科会を設ける。

a. 震災時活動研究

震災時の活動内容の検討、およびこの準備/学習に関する研究を行う。

b. バイク

安全運転に関する啓蒙活動、被災地での走行を想定した訓練の企画立案を行う。

c. 救急救命

救命・手当でのスキル向上を目的とした企画立案を行う。

d. 情報通信

震災時活動時の通信手段の検討、およびこれに関連した訓練の企画立案を行う。

2. 一般ルール

分科会は、リーダーを1名選出し、リーダーの判断の下、分科会活動の告知・実施・報告(運営会議・定例会)などを行う。

. 事務連絡(運)

事務連絡については、これを事務局長に一任する。

. 広報宣伝(運)

広報宣伝は、取りまとめを事務局にて行う。

. 個人活動範囲(運)

現在、この項目に関する内規は無い。

神奈川RB連絡先

代表 : 山田 泰
郵送先 : 〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター
レターケースNo.81
TEL : 0462-47-7884 (加藤英宗宅)
FAX : 0462-47-9539 (加藤英宗宅)
ホームページ : <http://cools.com/kanagawarb>
電子メール : 52379663@people.or.jp

File :
00soukai.pdf (Acrobat Reader 3.0 format)
00soukai.doc (Microsoft Word 2000
format)

